

669

特 246

157

昭和九年十月

# 軍縮會議を中心として

海軍省海軍軍事普及部

(以印刷代謄寫)



\* 0055805000 \*

0055805-000

特 246 - 157

軍縮會議を中心として

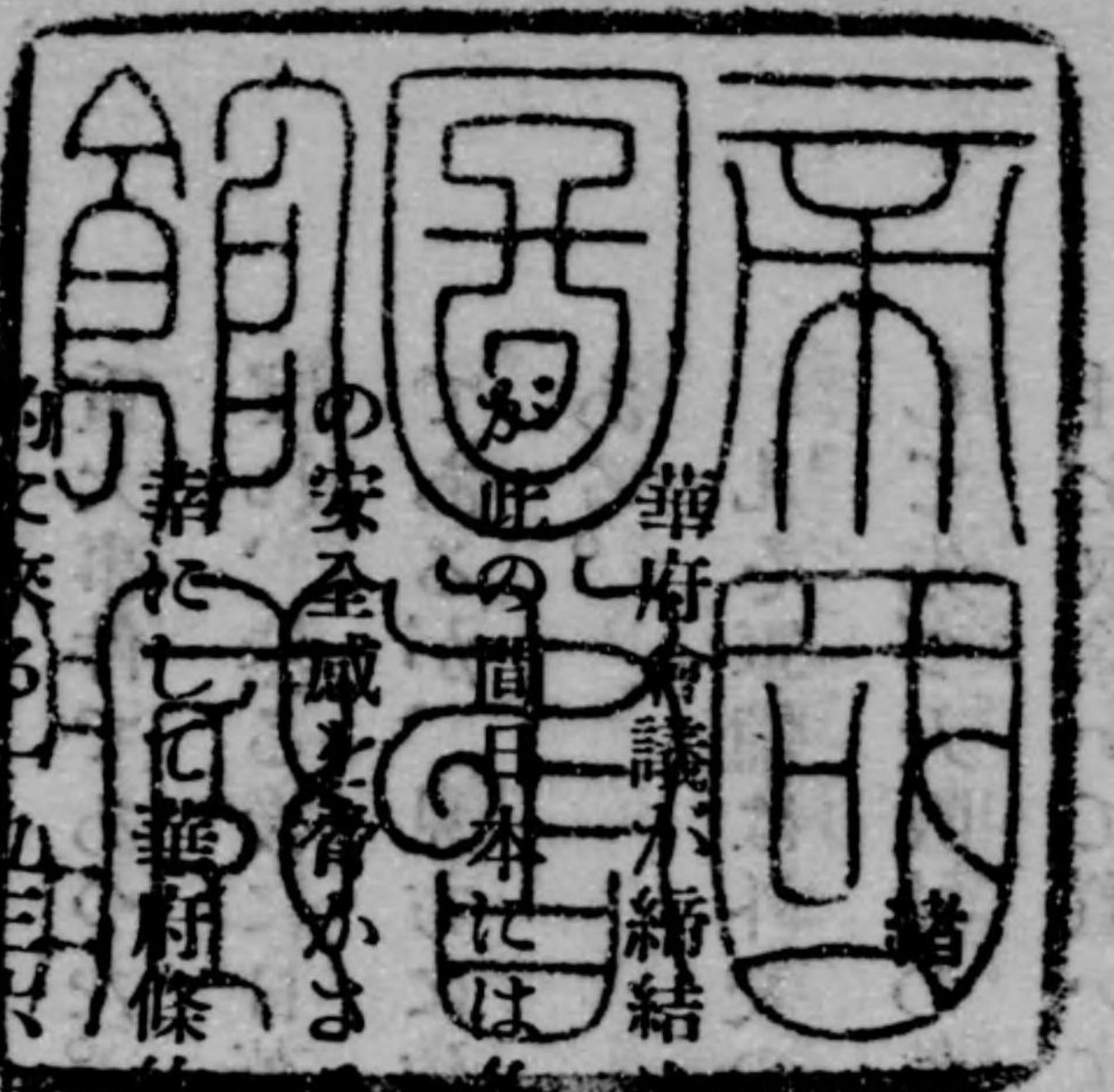
海軍省海軍軍事普及部

昭和9

AJB

## 軍縮會議を中心として

言



華府會議が締結されてから茲に十二年、倫敦條約が調印されてから茲に四年  
が此の間日本には各種の問題が起つた。現在に於ては兩條約の束縛下に在つては國防  
の完全化を看かざるゝに至つた。

著者によれば華府條約は時機を逸せず廢棄通告を發することに依り、又倫敦條約は自働  
的に來る。しかるに六年末日に滿期となるので、新に軍縮條約を締結しやうとする會議が  
愈々正式に來年開かれることになり、其の豫備會商が英國の發議に依り去る六月下旬  
から倫敦で開催されたが都合に依り一時中止、來る十月再開の豫定である。

回顧すれば華府會議は單純な海軍軍縮會議ではなくて、實は日本の興廢を左右する重大事件であつた。即ち同會議では先づ五・五・三の比率を基調とする軍縮協定が結ばれ、然る後に日英同盟は廢棄され、之に代るべき四國及九國の兩條約が成立したのであるが、見方に依つては軍備制限を前提として我對外關係の總決算が行はれたのである。

凡そ軍備は外交の後楯であり又支柱である。そこで、昔徳川家康が豊臣秀頼を強制して先づ大阪城の外濠を埋めさせ而して後に難題を吹き掛けたやうに、先づ後楯や支柱を取除いて置いて徐に牙城に迫つたのである。眞に巧妙な遣り方と謂ふべしである。

### 軍縮の本義の立場

由來軍縮と言へば直に經費節約を聯想するものが或はあるかも知れぬが、國防の安固が保障されない場合には何等かの方法で以て之を恢復しやうとするからして結局經費に於て軍擴となる虞がある。又曾ては軍縮條約さへ結べば對外關係は直ぐにも好轉するものと考へたものもあつたかも知れぬが、それは一に條約の内容如何に依ることであつて、國防の安全感を確立することに依つて初めて經費も節約出來れば對外關係も好轉するのである。従つて軍縮條約を締結するには國防の安全感を確立することを先決要件とせねばならぬのである。

### 華府條約の正體

然るに既存條約は英米の十に對して日本は六と云ふ風に量的に制限がある許りでな

く、主力艦は三萬五千噸よりも大きくしてはならぬ、十六吋砲よりも大きい大砲を積んではならぬ、航空母艦は二萬七千噸よりも大きくしてはならぬ。八吋砲よりも大きい大砲を積んではならぬと云ふ風に、各艦種に亘り質的にも制限してあるので、そこには所謂自乗比の法則、即ち素質が等しい兵力が互に相對抗する場合には其の兵力は數の自乗になつて働く、十のものは百となり六のものは三十六となり百から三十六を引けば六十四が残り之を開けば八が立つ、之は十のものは六のものを全滅しても八の勢力が残ると云ふ法則が當嵌ることになるのである。斯くては折角莫大な経費を掛け攻撃は愚か防禦も困難と云ふことになるのである。斯くては軍備を充實しても、國防の安固を保障することは出來ないとすればそんな不經濟なことはない。

### 華府條約と日本の立場

斯く言へば何故にそんな不利な條約を結んだかと云ふ疑問が起るかも知れぬがそれには又相當の理由がある。勿論日本としては假令それが主力艦と航空母艦丈けであつて海軍力全部ではないにせよ、五・五・三の比率で縛られることを無條件で承認した譯ではなかつた。

### 防備制限と補助艦の無制限建造

由來海軍力は主力艦、航空母艦、巡洋艦、驅逐艦、潜水艦と云ふ風に各種の艦船から成り、此等を適當な割合に保有しなければ其の中の一、二艦種を如何に多數持つたからとて海上作戦を實施することは不可能であるが、華府會議當時米國海軍は主力艦は航續力が非常に小さく到底太平洋を横切つて東洋迄進出るのは極めて困難であると觀られてあつたのであるから太平洋に於ける防備制限條約が成立したこと及補助艦は無制限に建造出来ることを條件として列國軍備の内容に大なる變化が起らぬ限り當

分國防の安固を期し得るものと考へたのであつた。

### 船船航續力の増加と航空の發達

ところが爾來十二年間に各國が保有する主力艦は、漸次現代化即ち軍艦の若返り決を實施することであつて、軍艦の……人體ならば五臓六腑に相當する……諸機關諸裝置を殆んど全部取外して新式のものと交換するのであつて、近代化とも改裝とも言はれるが之に依つて主力艦の航續力は驚異的増加を來した爲に、日本が曾て國防の安全感を依托した最も重要な要素は壞滅した譯である。斯様に主力艦の航續力が増大したこととは航空が豫期以上に顯著な發達を遂げたこと、相俟つて、日本は七割とか八割とか云ふ劣勢海軍力では到底國土を防衛することが不可能となつたのである。

### 倫敦及壽府會議と日本の立場

前述したところで何故に日本は既存條約の束縛から速かに脱却しなければならぬかが何人にも判明するであらう。だが然し、世人は或は「それ程既存條約が不利であるならば倫敦會議の際には補助艦の總括七割を主張し、一昨年末壽府の一般軍縮會議の際には總括八割を主張した丈けで何故もつと以前に日本は軍備權の平等を基調とする提案を行はなかつたか」と言ふかも知れぬ。然しながら倫敦會議當時は勿論、壽府會議に於ける提案當時と現在との間には國際情勢に大なる變遷があり、日進月歩科學の發達があり而も一層徹底的の軍備縮少を行ひ將來に亘り帝國國防の安全を確保せんが爲には、自ら其處に異なる主張の出現するのは當然の事である。

### 列國の造船量増大と一九三九年の重大時機

抑々倫敦條約は一九三六年末迄の暫定的なものとして調印されたのであるが、最近列國殊に米國は條約限度迄の建艦を計畫して着々之を實行しつゝあるので、日本は所



謂第二次補充計畫を完全に實施しても其の完成期たる一九三六年未漸く艦齡内兵力の對米比率を八割一分に保ち得るに過ぎず、其の後米國の保有兵力は急激に増加して、一九三九年になれば華府會議以來多年米國海軍が待望して居つたところの所謂ウエル・バランスト・フリートが出來上るのであつて、若し既存條約に拘束さるゝならば日本海軍の對米比率は六割三分となり彼我の均衡は全く破れるのである。

### 海軍情勢の急變と日本の立場

即ち最近になつて列國海軍情勢は確かに一變したのである。従つて來年の會議は此の將に失はれむとする我國防の安全感を確立することが出来る絶好の機會であつて、而も此の好機會たるや再び到來するものでない。此の膝一度屈したならば二度と之を伸ばすことは出來ないのである。日本國民は最後の腹を決めなければならぬ秋が來た。國際關係に假令如何なる影響を及ぼそとも又造艦競争が萬一起らうともそんなこと

を顧慮して遲疑する譯には到底行かないのである。

### 造船競争恐るゝに足らず

然しながら造船競争なるものはそう容易に起るものではなく、又假令起つたとて左程恐るべきものではない。何となれば若し無條約になつた場合には敢て軍備の相對性を否認するのではないが、質的制限がないからして日本は國情に照らして最も活用し易い特徴ある艦艇を建造することが出来るので、何も對手が百萬噸造れば此方も百萬噸造らなければならぬと云ふことはなく、對手が量の競争で來るならば此方は質の競争で行くと云ふ遣り方もあるからである。

### 軍事豫算は左程膨脹せず但し國民の覺悟を必要とする

決して軍事豫算は膨脹しないと言はぬが、假令増加するとしても之が爲に國家の財

政を極度に壓迫するやうな心配はないと思ふから、此の點に就ては充分當局に信頼して欲しい。我海軍が軍縮對策を決定する迄には隨分慎重に調査研究を遂げて居るからそんなことには抜かりはない筈だ。尙又假令軍事豫算が増加しても依つて以て一九三九年の重大時機が無事に突破出來、且爾後國防の安固を保障し得るならば國民は喜んで負擔の増加に堪えて行かうと云ふ覺悟をして貰ひ度いのである。

世人は之と反対に條約を此の儘にして置いた場合、海軍豫算が減額出來るかどうかを考へて見る必要がある。既存條約下に於ては國防の安全感を持つことが出來ないことが明かである以上、海軍當局としては職責上國防の不安を觀過することは絶対に出来ないから極力軍備の充實に努めるに違ひないが、既に條約限度の海軍が出來た以上所謂制限外の艦船と航空機の増建を主張するであらう。然るに制限外の艦船と云ひ航空機と云ひ頗る不經濟なもので之を以て海軍力の缺陷を補填せんとすれば極めて多額の軍事豫算を必要とするのである。従つて無條約下に補充計畫を樹てる方が寧ろ經濟

的であり且一層效果的である。無條約決して憂ふるに足らずである。

### 果して日本は如何なる提案を行ふか

然らば日本は果して如何なる提案を行ふかと言ふに、何も既存條約の條項を逆に外國に適用しやうなどゝ云ふのでは決してなく、唯々國家生存權の絕對平等と云ふ觀念から出發して、各國共國防の安全感を平等に確保し而も各國間に「互に他を脅威せず」と云ふ情況を作爲する爲に、高度軍備國に自制的縮減を要求して居るに過ぎない至極穩健なものに外ならぬのである。それ故に日本の提案にして若し列國の容認するところとなつたならば各國共國防の安固を期することが出來、且經費を節約し得る許りでなく大に世界平和に貢獻するところがあらうと思ふ。であるからして列國が若し日本の提案を容れなければ罪は列國側に在りと謂ふべしである。

### 満洲國承認及比律賓の獨立問題と軍縮問題

世人は又動もすれば滿洲國の獨立を外國が承認すれば既存條約は其の儘でよいとか、比律賓が獨立することになつて居るからして既存條約は更改を必要としないとか種々考察を廻らすかも知れぬが、滿洲國の獨立を外國が承認したからとて日本の艦隊が外國よりも劣勢であつてはどうして滿洲國の獨立が保障出來やうか、又比律賓が獨立したからとて何時でも東洋に進出して來る日本よりも優勢な艦隊が依然として存在したのでは日本に對する脅威は毫も減りはしないのである。

### 防備制限條約が撤廢されても日本は困らない

次には太平洋に於ける防備制限の問題であるが、同條約は既に成立當初の意義を失つて居ることは前述したところで明瞭になつて居ると思ふ。それにも拘らず最近に至

ひて同條約が廢棄されたならば日本には非常に不利であると云ふやうな意味の宣傳が荐りに海外から入込んで来るが、折々日本を脅威するのは外國の砲臺や根據地ではなく砲臺下に隠れ又は根據地に在泊する艦隊である。之は海軍の兵學者として世界的名聲を博したマハン提督の主張であつて、現今では海軍戰略の定説となつて居るのである。それ故に日本としては斯様な艦隊と日本艦隊との間に「互に他を脅威せず」と云ふ情況を作爲することが出来るやうな軍縮條約を新規に締結すればそれで充分であり、又若し萬一にも斯様な條約を締結することが出来ないとすれば對手の艦隊に對抗する方策を廻らせばそれでよいのである。

### 國際情勢と軍縮會議

國際情勢に就て種々憂慮する向もあるが、軍縮及國防問題に就ては各國間には日本對列國以上の對立關係があるので、日本が全然孤立するやうなことは到底あり得ない

と思はれる。況んや日本の提案は平和人道に立脚した正々堂々たるものであるに於てをやである。従つて國民が能く我提案の趣旨を諒解し、舉國一致之を支持したならば列國は結局我提案を容れるやうになるのではないかと思ふ。

### 結　　言

要するに現状を以て推移すれば日本の國防が最も危殆に瀕するのは一九三九年であるが、一九三五年の會議で豫め手を打てば一九三九年の重大時機は容易に回避出来るのである。然し斯様に手を打てば國際關係は或は緊張するかも知れないから出來得る限り海軍軍備を充實し國防力を向上させて置く必要がある。時は正に經濟非常時に際會して居るが海軍軍備の充實を怠ることは許されない。依つて國民は先づ一九三五年の重大時機たる所以を諒解し之に善處する方策を樹てなければならぬと云ふのが從來吾人の主張であつた。

然しながら一九三五年は危機には相違ないが、一九三九年の重大時機を無事に突破する途上に於て直面するものである。それ故に之を突破することが出来るならば其の後に来るものは容易に克服出来る筈である。

我國民は曾て舉國一致滿洲及上海の兩事變に善處し、聯盟脱退迄も敢てして遂に多年の懸案たる滿洲問題を解決し、更に對支問題全般の解決も將に其の緒に就かむとして居るのであるが、若し來年の軍縮會議に其の對策を誤つたならば、折角過去三年間に亘り多大の犠牲を拂つて成就し得た一大業績も或は水泡に歸するかも知れぬのである。全國民の深慮精察を煩はしたいのである。(皇紀二五九四年九月一日稿、終)

# 帝國艦船一覽表

# 軍艦ノ部 其ノ二

明和八年九月三十日

# 奇國艦船一覽表

馬連指ノ部 其ノ一

昭和八年九月三十日開

# 帝國艦船一覽表

馬連繩ノ部 共ノ二

昭和八年九月三十日調

種類	艦名	長さ	幅	平均水 呴	排水量 基準	速力	機 砲	發射管	製造所
二等驅逐艦	桃桜 桜鶴 櫻櫻 櫻葉 葵薄藤 萩葛葦 菱蓮莖 蓼蓼 若吳早朝夕美刈	83.82 " " " " " " " "	7.72 " " " " " " " "	2.36 " " " " " " " "	755 " " " " " " " "	31.5 " " " " " " " "	12cm.....3 " " " " " " " "	6 " " " " " " " "	佐世保工廠 舞鶴工廠 同佐世須 吳横須 同
	竹竹苗 頭頭葦	8.08 " " " " " " " "	2.51 " " " " " " " "	820 " " " " " " " "	" " " " " " " "	" " " " " " " "	" " " " " " " "	" " " " " " " "	戶川崎造船所 同 浦賀船渠會社 石川島造船所 神戶川崎造船所 同
									浦賀船渠會社 永田造船所 藤神同 戶川崎造船所 同
									浦賀船渠會社 永田造船所 藤神同 戶川崎造船所 同
									浦賀船渠會社 石川島造船所 同 藤神同 永田造船所 同
									永田造船所 戶川崎造船所 同 藤神同 戶川崎造船所 同
									永田造船所 藤神同 浦賀船渠會社 石川島造船所 同 藤神同 永田造船所 同
									永田造船所 藤神同 浦賀船渠會社 石川島造船所 同 藤神同 永田造船所 同

二  
等  
票  
送  
船

卷之三

若吳早朝夕芙蓉爛

竹竹苗  
韻韻春  
荳

1

# 該 譯 一 次 繼 國 音

## 一、其 晴、雨風

卷之十三

帝國艦船一覽表

潛水艦ノ部 共ノ一

昭和八年九月三十日開

種類	艦名	長さ	幅	吃水	排水量 (基準)	速力上	兵装		製造所
							大砲	發射管	
一等	伊號第一	97.50	9.22	4.80	1,955	17	14cm2	6	神戸川崎造船所
潜	伊號第二	"	"	"	"	"	"	"	同
水	伊號第三	"	"	"	"	"	"	"	同
艦	伊號第四	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第五	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第六	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第七	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第八	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第九	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第十	"	"	"	"	"	"	"	同
	伊號第十一	85.20	7.50	4.30	1,142	14	14cm1	4	工廠
	伊號第十二	"	"	"	"	"	"	"	保玉
	伊號第十三	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第十四	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第十五	91.44	8.81	4.60	1,390	17	12cm1	8	工廠
	伊號第十六	100.85	7.64	5.14	"	19	"	"	世
	伊號第十七	"	"	"	"	"	"	"	保玉
	伊號第十八	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第十九	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第二十	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第二十一	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第二十二	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第二十三	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第二十四	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第二十五	97.70	7.80	4.83	"	"	"	"	工廠
	伊號第二十六	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第二十七	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第二十八	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第二十九	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第三十	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第三十一	101.00	7.90	4.86	"	"	"	"	工廠
	伊號第三十二	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第三十三	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第三十四	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第三十五	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第三十六	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第三十七	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第三十八	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第三十九	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第四十	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第四十一	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第四十二	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第四十三	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第四十四	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第四十五	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第四十六	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第四十七	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第四十八	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第四十九	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第五十	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第五十一	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第五十二	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第五十三	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第五十四	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第五十五	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第五十六	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第五十七	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第五十八	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第五十九	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第六十	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第六十一	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第六十二	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第六十三	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第六十四	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第六十五	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第六十六	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第六十七	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第六十八	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第六十九	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第七十	"	"	"	"	"	"	"	工廠
	伊號第七十一	"	"	"	"	"	"	"	工廠

一等潛水艦計三十一隻(内未成五隻)既成艦排水量計(基準)41,657

艦種	艦名	長さ	幅	吃水	排水量 (基準)	速水 力上	兵装		製造所
							大砲	發射管	
<b>二等潛水艦</b>									
呂昌號	七八九十一	70.10	6.12	3.70	735	17	1	6	吳同須工廠
呂昌號	十二	/	/	/	/	/	/	/	同
呂昌號	二十一	/	/	/	/	/	/	/	同
呂昌號	二十二	/	/	/	/	/	/	/	同
呂昌號	二十三	/	/	/	/	/	/	/	同
呂昌號	二十四	/	/	/	/	/	/	/	佐
呂昌號	二十五	/	/	/	/	/	/	/	同
呂昌號	二十六	74.22	/	3.73	746	18	/	/	保
呂昌號	二十七	/	/	/	/	/	/	/	工
呂昌號	二十八	/	/	/	/	/	/	/	工
呂昌號	二十九	/	/	/	/	/	/	/	工
呂昌號	三十	/	/	/	/	/	/	/	工
呂昌號	三十一	/	/	/	/	/	/	/	川
呂昌號	三十二	/	/	/	/	/	/	/	戶
呂昌號	三十三	/	/	/	/	/	/	/	造
呂昌號	三十四	/	/	/	/	/	/	/	船
呂昌號	三十五	/	/	/	/	/	/	/	用
呂昌號	三十六	/	/	/	/	/	/	/	
呂昌號	三十七	/	/	/	/	/	/	/	
呂昌號	三十八	/	/	/	/	/	/	/	
呂昌號	三十九	/	/	/	/	/	/	/	
呂昌號	四十	/	/	/	/	/	/	/	
呂昌號	四十一	/	/	/	/	/	/	/	
呂昌號	四十二	/	/	/	/	/	/	/	
呂昌號	四十三	/	/	/	/	/	/	/	
呂昌號	四十四	/	/	/	/	/	/	/	
呂昌號	四十五	/	/	/	/	/	/	/	
呂昌號	四十六	/	/	/	/	/	/	/	
呂昌號	四十七	/	/	/	/	/	/	/	
呂昌號	四十八	/	/	/	/	/	/	/	
<b>二等潛水艦 計 三十四隻 (内未成一隻) 既成艦排水量計 (基準) 27,497</b>									

調査課	航跡 番號	航 程 大 小	代 土 水 量 (基準)	航 程 水 量 (基準)	航 程 時 間 (基準)	航 程 度 合 計	航 程 度 合 計	航 程 度 合 計	航 程 度 合 計
							航 程 度 合 計	航 程 度 合 計	航 程 度 合 計
調査課	0	200社	71	639.1	92.0	00.70	00.70	00.70	00.70
調査課	1	100社	11	241.1	06.7	00.58	00.58	00.58	00.58
調査課	2	100社	11	091.1	05.5	00.46	00.46	00.46	00.46
調査課	3	100社	01	15.0	03.7	00.001	00.001	00.001	00.001
調査課	4	100社	01	629.1	00.4	00.37	00.37	00.37	00.37
調査課	5	100社	01	68.0	00.7	00.101	00.101	00.101	00.101
調査課	6	100社	01	60.0	00.6	00.09	00.09	00.09	00.09
調査課	7	100社	01	88.0	00.7	00.08	00.08	00.08	00.08
調査課	8	100社	01	60.0	00.6	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	9	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	10	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	11	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	12	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	13	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	14	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	15	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	16	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	17	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	18	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	19	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	20	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	21	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	22	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	23	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	24	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	25	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	26	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	27	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	28	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	29	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	30	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	31	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	32	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	33	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	34	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	35	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	36	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	37	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	38	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	39	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	40	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	41	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	42	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	43	100社	01	68.0	00.7	00.07	00.07	00.07	00.07
調査課	44	100社	01</td						

# 帝國艦船一覽表

水雷能，部

昭和八年九月三十日刻

艦種	艦名	長	幅	平均 吃水	排水量 噸	速力	備	砲	費射管	製造所
水雷艇	千鳥	77.40	7.38	1.89	597	9.8	127—3	4	舞鶴工作部	
	鷦鷯	"	"	"	"	"	"	"	永田造船所	
	友利	"	"	"	"	"	"	"	舞鶴工作部	
	初	"	"	"	"	"	"	"	永田造船所	

水雷艇計四隻（內未成四隻）

# 表覽一體圖書

總目十三  
大學八講

## 暗 猫 雷 水

# 帝 國 艇 船 一 覧 表

海 滂 ノ 部

昭和八年九月三十日調

種類	艦名	長さ m	幅 m	平均吃水 m	排水量 基準 t	速力 kn	備砲	製造所
掃海艇	第一號	71.63	8.09	2.29	615	20.0	12cm.....2 8cm高角...1	播磨造船工場
	第二號	"	"	"	"	"	"	玉造船工場
	第三號	"	"	"	"	"	"	大坂鐵工所
	第四號	"	"	"	"	"	"	佐世保船工場
	第五號	"	"	"	"	"	12cm.....2 8cm高角...1	玉造阪工場
	第六號	"	"	"	"	"	"	大舞工場
	第七號	"	"	"	"	"	"	舞鶴造船所
	第八號	"	"	"	"	"	"	長崎造船所
	第九號	"	"	"	"	"	"	賀須造船所
	第十號	"	"	"	"	"	12cm.....2	舞鶴造船所
	十三號	94.49	8.56	2.74	1,030	24.0	12cm.....1 8cm.....4	永田造船場
	十四號	"	"	"	"	"	"	大阪鐵工所
	十五號	"	"	"	"	"	"	永田造船場
	十六號	83.82	7.72	2.39	770	"	"	玉造船工場
		70.80	7.67	1.85	492	20.0	"	

掃海艇計十四隻(内未成二隻)既成艦排水量計(基準) 8,274

掃海艇計十四隻（內未成二隻）既成艇排水量計（基準）8,274

帝國艦船一覽表

特務艦ノ部

昭和八年九月三十日調

艦種	艦名	長さ	幅	平均 吃水	排水量 基準	速力	備	造	製造所
練習艦	朝日	122.10	22.94	6.98	11,441	18.20			英國ジョンブルウン社
特務艦	島嶼	121.92	23.01	6.60	11,275	18.60			英國テームズ社
機雷艇	富士士	114.00	22.25	6.66	9,179	18.25			同
測量艦	津浦	152.40	25.60	7.09	16,130	21.00			吳工廠
測量艦	和州	61.37	10.67	4.65	1,380	14.00	8°.....2		小野造船所
測量艦	青島	76.96	11.02	8.73	2,080	10.30			同
測量艦	呂宋	73.69	15.06	6.62	7,542	10.00			獨逸横須賀工廠
測量艦	登	121.92	15.24	7.01	8,800	14.00	12°.....2 8°高角2		三井神戸造船所
測量艦	新嘉坡	105.16	/	7.39	8,215	13.50	12°.....2		同
測量艦	馬六甲	/	/	/	/	/	/		川崎造船所
測量艦	登	138.68	17.08	8.08	14,050	12.00			8°高角2
測量艦	新嘉坡	/	/	/	/	/	/		同
測量艦	吉隆	/	/	/	/	/	/		横濱造船場
測量艦	新嘉坡	/	/	/	/	/	/		大阪鐵工場
測量艦	新嘉坡	/	/	/	/	/	/		大阪鐵工場
測量艦	新嘉坡	/	/	/	/	/	/		大日本鐵工場
測量艦	新嘉坡	151.18	20.42	8.49	17,000	15.00			ニューヨークシップビル 社
測量艦	新嘉坡	138.68	17.68	8.08	14,050	12.00			神戸川崎造船所
測量艦	新嘉坡	/	/	/	/	/	/		吳工廠
測量艦	新嘉坡	/	/	/	/	/	/		横須賀工廠
測量艦	新嘉坡	144.78	18.59	8.43	15,820	14.00			神戸川崎造船所
碎冰艦	大泊	60.95	15.24	6.40	2,330	13.00	6°.....1		同

合計二十三隻 排水量計(基準) 259,857

(註)。符ハ幕府條約ノ規定ニ依リ駆逐任務ニ堪ヘザルモノト爲シ保有シ得タルモノ

# 大讀一讀圖書

圖版十二：太平九時雨

大不常二萬十萬則西漢莫力一覽始

同治八年九月三十日

華府條約ニ依

制限		日	英	支	伊
主力艦	合計排水量(噸)	815,000 (9隻)	625,000 (15隻)	52	1936年迄ニ代號 (10,000噸度ヲ達成シ得)
	各艦排水量(噸)		35,000噸ヲ		
備考			口徑16吋(400mm)		
航空母艦	合計排水量(噸)	81,000	125,000	1	
	各艦排水量(噸)	10,000噸ヲ超ニ27,000噸ヲ超ユルヲ得ズ 但シ(1)合計總噸數ノ範圍内ニテ 38,000 噸ヲ超ニ (2)協約ニヨリ廢棄セラルベキ主力艦ヲ之		總噸數内ニ含マシム	
	備註	(1)口徑8吋ヲ超ユルヲ得ズ (2)口徑6吋ヲ超ユル備註アル時ハ5吋ヲ超ユルズ 但シ噸數 27,000 噸以上ノ航空母艦ニ於テ (3)航空機防禦用及口徑5吋以下ノ備註ヘ無制限			
其ノ他ノ補助艦	合計排水量(噸)			制限	協定不成立無制限
	各艦排水量(噸)		10,000噸		
	備註		口徑8吋		
防備制限條項	日、英、米三國ノ下記太平洋ニ於ケル島嶼タル (一) (日) 千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、 (二) (英) 香港及東經一一〇度以東ノ島嶼(但 西蘭ヲ除ク) (三) (米) (イ)合衆國アラスカ及巴拿馬運河 ヲ包含セズ)並ニ(ロ)布哇諸島ヲ附				協定不成立
條約有効期限	昭和十一年(一九三六年)十二月三十一日迄 本條約ハ廢止ノ場合テナシタル日ヨリ二箇月				

華府及倫敦兩條約海軍制限一覽表

華府條約ニ依ル制限											
	國別	日	英	米	佛	伊					
主	合計 排水量 (噸)	815,000 (9隻)	525,000 (15隻)	525,000 (15隻)	175,000 (隻數任意)	175,000 (隻數任意)					
力	排水量 (噸)	35,000噸ヲ超ユルヲ得ズ									
艦	備 考	口徑16吋(406mm)ヲ超ユルヲ得ズ									
航	合計 排水量 (噸)	81,000	135,000	135,000	60,000	60,000					
空	排水量 (噸)	10,000噸ヲ超ユルヲ得ズ 但シ(1)合計排水量ノ範囲内ニテ 38,000噸ヲ超エザルモノ 2隻ヲ限リ建造スルコトヲ得 (2)協約ニヨリ廢棄セラルベキ主力艦ヲ之ニ轉用スルコトヲ得									
母	備 砲	(1)口徑8吋ヲ超ユルヲ得ズ (2)口徑6吋ヲ超ユル備砲アル時ハ5吋ヲ超ユル砲數合計10門以内トス 但シ噸數27,000噸以上ノ航空母艦ニ於テハ8門以内トス (3)航空機防禦用及口徑5吋以下ノ備砲ハ無制限									
其	合計 排水量 (噸)	制限ナシ									
他	排水量 (噸)	10,000噸ヲ超ユルヲ得ズ									
ノ	備 砲	口徑8吋ヲ超ユルヲ得ズ									
補	防備制限條項										
助	日、英、米三國ノ下記太平洋ニ於ケル島嶼タル屬地及領土ノ要塞ニ海軍根據地ノ現状ヲ維持ス (一) (日) 千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、臺灣、澎湖島 (二) (英) 香港及東經一一〇度以東ノ島嶼(但シ瀋洲聯邦及其ノ領土、加奈陀ニ近接セル島嶼及新 西蘭ヲ除ク) (三) (米) (イ)合衆國「アラスカ」及巴泰馬運河地帶ノ海岸ニ近接スル島嶼(「アリューシヤン」諸島 ヲ包含セズ)並ニ(ロ)布哇諸島ヲ除ク以外ノ諸島										
艦	排水量 (噸)	昭和十一年(一九三六年)十二月三十一日迄トス、但シ上記期日二年前ニ協約廢止ヲ通告セザル リ本條約ハ廢止ノ通告ヲナシタル日ヨリ二箇年引續ケ有効トス									

倫敦條約ニ依ル制限											
	國別	日	英	米	佛	伊					
主	合計 排水量 (噸)	現 1 9 隻	存 在 保 有	中 5 隻	廢 棄 保 有	1936年迄ニ代艦 70,000噸完ヲ建造シ得					
力	排水量 (噸)	1936年末迄代換建造延期 (變更ナシ)									
艦	備 砲	(變更ナシ)									
航	合計 排水量 (噸)	(變更ナシ)									
空	排水量 (噸)	27,000噸ヲ超ユルヲ得ズ 10,000噸ヲ超エザル航空母艦ヲモ上段ノ制限噸數内ニ含マシム									
母	備 砲	10,000噸又ハ之ニ達セザル航空母艦ノ備砲ハ口徑6.1吋ヲ超ユルヲ得ズ									
艦	甲巡洋級艦	合計 排水量 (12隻)	108,400 (12隻)	(146,800) (15隻)	(180,000) (15隻)	協定不成立無制限					
	基準排水量	1,850噸ヲ超ユルモノ (但シ 1,850噸ヲ超エザルモ備砲6.1吋ヲ超ユルモノ)									
	備砲	口徑6.1吋ヲ超ユルモノ									
巡洋級艦	乙巡洋級艦	合計 排水量	100,450	192,200	148,500						
	基準排水量	1,850噸ヲ超ユルモノ (但シ 1,850噸ヲ超エザルモ備砲5.1吋ヲ超ユルモノ)									
	備砲	口徑6.1吋ヲ超ユルヲ得ズ									
驅逐艦	合計 排水量	105,500	150,000	150,000							
	基準排水量	1,850噸ヲ超ユルヲ得ズ									
	備砲	口徑5.1吋ヲ超ユルヲ得ズ									
潛水艦	合計 排水量	52,700	52,700	52,700	協定不成立						
	基準排水量	2,000噸ヲ超ユルヲ得ズ(各國3隻ニ限リ 2,800噸ヲ超ユルヲ得ズ)									
	備砲	口徑5.1吋ヲ超ユルヲ得ズ(上記3隻ニ限リ 6.1吋ヲ超ユルヲ得ズ)									
條約有効期限	昭和十一年(一九三六年)十二月三十一日										
倫敦條約改訂會議	昭和十年(一九三五年)開催ス										

讀書人姓名

讀書人地址

年

月

日

讀書人地址

